

自右方下、兩卿依在傍、於榻上不著、是故實也、於地上著沓、乍垂裾、越軛予願傍向越之、是又口傳也、之後願左取裾、氣色權申相公、相伴參入昇沓脫之時、予氣色於中相公、於地上脫沓昇之、又故實也、退出之時、兩卿先下地、仍予於沓脫上不著履乘車之時、又准之、此儀雖非指禮儀、末代如此事故實、大切也、仍注之、

〔蛙抄車輿〕中引事

女房同車時、古懸探之歟、懸木丁帷稱中引

〔日本書紀十四略〕五年二月、天皇狻獵于葛城山、略天皇乃與皇后上車歸、

〔日本後紀二十二略〕弘仁三年八月癸巳、流僧良勝於多嶺島、以與女同車也、

〔源氏物語東屋〕人めして車妻戸に寄せさせ給ふ、かき抱きて舟君乘せ給ひつ、略石たかきわた

りは、苦しき物をとて、抱き給へり、うす物のほそ長を、車の中に引へだてたれば、略

〔源氏物語湖月抄東屋〕昔は、男女同車の時、かくする也、浮舟と薫と、車也、車の内に鈎あるは、

此用なり、一禪云、男女同車の時、或は物見などの時、前の簾を上るによりて、車の中に几帳の

帷をかくる也、時としては細長もかくべきにや云々、

〔三中口傳〕立車事

如法勝寺ニハ、門ノ左右ニ取テ、御幸ノ成ル方ニハ、長吏以下僧車ヲ立ッ、御幸不成方ニハ、攝政以

下公卿等車ヲ立ル也、

常御所ニハ、四足ヨリ小門方へ、攝政以下俗ノ車ヲ立假令南面御所ニハ、自門北立始テ北ザマへ

俗車ヲ立テ、自門南始テ、南ザマへ法親王以下僧車ヲ立ル也、僧俗必自其方雖不參引廻テ如此立

也、

左衛門陣方、若二條西ナラバ、置路ヨリハ北、自町ハ西ニ、轅ヲ南ニテ可立也、

三條坊門面ナラバ、自坊門ハ北、自置路ハ東、轅ヲ南ニテ可立也、